

公立大学法人秋田県立大学平成25年度年度計画

(目 次)

I	教育に関する目標を達成するための措置	…	3
1	学生確保の強化	…	3
(1)	学部学生の受入れ	…	3
(2)	大学院学生の確保	…	3
2	教育の質の向上	…	4
(1)	学部教育	…	4
(2)	大学院教育	…	5
(3)	検討体制の整備	…	6
3	学生支援の強化	…	6
(1)	学生支援	…	6
(2)	キャリア教育・就職支援	…	7
II	研究に関する目標を達成するための措置	…	8
1	先端的・独創的研究や特色ある研究の推進	…	8
2	研究費の確保と研究体制の整備	…	8
III	地域貢献に関する目標を達成するための措置	…	9
1	県内産業の競争力強化に向けた支援	…	9
(1)	産業振興への寄与	…	9
(2)	知的財産の創造と活用	…	9
(3)	木材高度加工研究所	…	9
(4)	バイオテクノロジーセンター	…	10
2	地域支援	…	10
(1)	自治体、企業等との連携推進	…	10
(2)	学校教育への支援	…	10
(3)	生涯学習への支援	…	10
IV	交流・連携に関する目標を達成するための措置	…	11
1	国際交流の推進	…	11
(1)	研究者の交流と共同研究の推進	…	11
(2)	国際感覚を備えた人材の育成	…	11
2	他大学等との交流・連携の推進	…	11

V	大学経営の改善に関する目標を達成するための措置	…	1 1
1	業務運営の改善及び効率化	…	1 1
	(1) 運営体制の強化	…	1 1
	(2) 運営の高度化	…	1 2
	(3) 人事制度の適正な運用による組織の活性化	…	1 2
2	財務内容の改善	…	1 2
	(1) 自己財源の確保	…	1 2
	(2) 経費の節減	…	1 2
3	自己点検・評価等の実施及び教育情報等の公表	…	1 3
	(1) 自己点検・評価及び自己改革の実施	…	1 3
	(2) 教育情報等の公表	…	1 3
4	その他業務運営に関する重要事項	…	1 3
	(1) 安全管理体制の強化	…	1 3
	(2) 教育研究環境の整備	…	1 3
VI	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	…	1 4
1	予算	…	1 4
2	収支計画	…	1 5
3	資金計画	…	1 6
VII	短期借入金の限度額	…	1 6
VIII	重要な財産の譲渡等に関する計画	…	1 6
IX	剰余金の使途	…	1 6
X	地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項	…	1 7
1	施設及び設備に関する計画	…	1 7
2	人事に関する計画	…	1 7
	(1) 人員計画の方針	…	1 7
	(2) 人材確保の方針	…	1 7
3	法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	…	1 7

I 教育に関する目標を達成するための措置

1 学生確保の強化

(1) 学部学生の受入れ

① 広報活動の強化

ア ホームページ、大学総合案内誌・パンフレットにおいて、受験生や保護者へのユーザビリティを改善・向上させる。また、学内の広報資源を把握し、本学の有する教育研究機能等を適切かつ迅速に情報提供する。

イ 7月にオープンキャンパス、10月にミニオープンキャンパス（大学祭と同時開催）を開催する。また、高等学校が開催する個別進学説明会や進学情報業者が開催する合同進学相談会に参加するとともに、県内全高等学校、本学進学者の多い近隣県や北関東地区、東海地区等の高等学校を訪問する。

ウ 県内全高等学校に対し高大連携事業の案内文書を送り、申込みを受けた場合はできるだけ要望に沿えるよう実施内容を調整する。また、高校生、高等学校教員、保護者等の来訪を歓迎し、見学会の申込みを積極的に受け入れるほか、高等学校教員向けのキャンパス招待会を実施し、本学をPRするとともに本学教員との交流を深める。

② 県内出身入学生の確保

ア 基礎学力と適性を重視しつつ有為な県内出身入学生を確保するため、推薦入試等特別選抜試験の在り方について検討する。

イ 高等学校の理科探求活動などを通じ、本学との連携基盤が整った県内高等学校を対象に「連携校特別枠」の新設を検討する。

ウ 進学相談会や高校訪問などの機会を通じて、入学生特待生制度の周知に努める。また、「秋田県立大学 10 周年記念奨学金」を継続し、県内出身学生の修学を支援する。

③ 入試制度の改善

ア 入試制度の検証、見直し作業と並行して、入学者受入れ方針等の内容について精査し、より具体的な記載と周知に努める。

イ 教育企画室を中心に、各種データを連結し入試成績と入学後の学業成績の相関関係などを分析して、客観的数値に基づく入試制度の改善を行う。

★ 数値目標

- ・ 一般選抜試験出願倍率：5倍以上
- ・ 県内出身入学生比率：30%以上

(2) 大学院学生の確保

① 大学院における教育プログラムの内容を踏まえ、キャリアパスを提示するため

の客観的なデータの把握とそれに基づく学生への周知を図る。

- ② 入学初年次から大学院説明会や進学ガイダンスを開催し、本学大学院の魅力を積極的に周知する。また、本学学部から大学院への進学を希望する成績優秀者を対象に「大学院優秀学生奨学金制度」を実施し、大学院進学の際の障壁となっている経済面での支援を行う。
- ③ 社会人学生の学習動機や学習目的に配慮した教育プログラムを編成し、幅広い年齢層の修学の機会づくりに努める。
 - ア 民間企業や公設試・各種団体からの社会人学生のニーズに合わせた講座の休日開講を含めた可能性を探るとともに、経済的負担軽減策を実施する。
 - イ ICTの活用等による多様な学習形態や学習環境を提供するため、アクティブ・ラーニング等の実施に向けた検討を行う。
 - ウ 各市町村の広報誌、関係機関の窓口等を媒体とし、引き続き科目等履修生制度及び聴講生制度の周知を広く図るとともに、より効果的な周知方法について検討する。
- ④ 大学間協定及び部局間協定に基づく外国人留学生の受入れを促進するため、国際交流室を中心に、単位認定システムや英語による専門講座の開講等受入環境整備のための検討を行う。また、日本語教育、住居費補助、チューター制度の実施及び各種相談への対応を継続し、修学を支援する。

★ 数値目標

- ・ 大学院収容定員充足率：100%

2 教育の質の向上

(1) 学部教育

- ① 育成する人材・能力
 - ア 初年次、キャリア形成に資する科目を設け、自己形成や問題解決力を備えた学生の育成を図る。
 - イ 学内外における研究発表や学会発表等の機会を増やし、プレゼンテーション力やコミュニケーション能力の向上等社会人基礎力の育成を行う。
- ② 教育課程の改革
 - ア 学習の系統性や順次性を考慮した体系的な教育課程の編成に向けて、カリキュラムマップを作成する。
 - イ 学習成果の明確化や教育目標に基づく目的別・分野別の履修モデルを策定する。
 - ウ これまでの教育内容や指導体制を見直し、教員組織の大講座制を活かした教育プログラムによる幅広い学生指導を行う。

- エ 放送大学との教育連携協定及び講師の配置による教養基礎教育の指導強化、大学コンソーシアムあきたとの連携による単位互換制度の浸透、充実を図る。
- オ TOEIC (Bridge・IP) の実施等により、英語教育における効果の見える化を進めるとともに、英語資格の単位認定制度や語学留学、語学研修制度の充実を図る。
- カ 初年次教育及びリメディアル教育の充実に向けて、フレッシュャーズ・セミナー等の科目を新規に開講する。
- キ 推薦・A0 入試入学者に対する入学前教育（スクーリング、添削指導）と入学後教育（基礎講座）の実施による学力向上対策の強化を図る。
- ク 学生を主体とした授業内容への改善に向けて、演習形式や対話型授業の充実を図る。
- ケ 学部3年生に早い段階で研究室へ係わる機会を与えるため「アドバンスト自主研究制度」を実施する。3年次の研究室配属の流れが学部ごとに異なることから、当面はシステム科学技術学部において試行し、実績・影響等を検証のうえ、全学への拡充の是非について検討する。

③ 単位の実質化

- ア キャップ制の導入等による学生の計画的な単位取得や十分な学習時間の確保について、データ分析に基づいて対策を講ずる。
- イ シラバスの記載内容について検討を行い、各科目の到達目標や学習内容を学生により具体的に提示する。

④ 教育方法の改善

- ア 授業、履修指導の改善に向けてティーチング・ポートフォリオの導入や授業改善ヒント集の活用を図る。
- イ 学習ポートフォリオの導入を図り、学生の学習計画や学習目標の自己管理をサポートするとともに、教員が教育成果を的確に把握し、授業内容や教育方法の改善にフィードバックができるようにする。
- ウ 教育プログラムの構築による到達目標の設定と評価方法について検討する。
- エ 教育指導方法と授業内容の向上を図るため、専門員による授業評価や授業ふりかえり面談、授業参観、学生による授業アンケートを行う。

(2) 大学院教育

① 履修コース制の導入、研究指導體制の強化

- ア キャリアパスに対応した履修コースの設定など体系的な大学院教育について検討する。
- イ 研究指導や学位論文指導等教員の連携・協力体制について検討を行う。また、院生会を通じて教員と学生が情報共有を図るとともに、研究環境の改善に努め

る。

ウ FD研修や研究指導方法のピア・レビューを実施し、大学院教育・研究指導能力の向上を図る。

エ 学生の研究指導強化を図るため、教育補助員（TA）制度と研究補助員（RA）制度を積極的に活用する。

オ システム科学技術研究科共同ライフサイクルデザイン工学専攻において、グリーンイノベーションや循環型社会形成に向けた新たな人材養成に取り組む。

② 博士後期課程の改革

ア 博士号取得に向けて、教育プログラム（中間発表会、特別セミナー）を実施するなど教育カリキュラムの充実を図る。

イ 産業界等ステークホルダーとの連携による高度な人材（イノベーション博士）の養成を図る。

ウ 社会人学生の有する最先端の情報や優良な技術と経験を研究指導に活かすとともに、社会人を対象とした短期在学コースの創設に向けた検討を行う。

（3）検討体制の整備

① 教育改革・支援センターの設置

ア 学生の入学から卒業までの一貫した教育システムの構築を担う教育改革・支援センター教育企画室を中心に、教育改革に向けた取組を強化する。

イ 教育課程編成・実施方針等に整合した教育課程が実施され、教育目標に沿った教育成果があがっているか、PDCA サイクルに沿った検証を行い、教育課程や教育内容・教育方法の改善に結び付ける。

3 学生支援の強化

（1）学生支援

① 学生支援センターの設置

ア 学生支援センターを設置し、教員も配置しながら、各委員会や学生相談室などと連携し、質向上サイクルの構築を検討する。

イ 学生アンケートを実施し、学生の問題やニーズを把握することにより、学生支援に生かしていく。

ウ 学生の自主的・社会的な活動に対し、一定の支援を行う。学生自らが事業を企画・立案し、地域のイベントや住民との交流活動へ積極的に参加することなどにより、学生の主体性向上と社会性の涵養を図る。また、他学部の学祭を訪れるバスツアーなどを実施し、学生間交流を支援する。

② 退学、休学の要因を分析・精査し、その減少・防止に向けて検討する。

③ 経済的負担軽減制度の拡充

ア 経済的事情等により修学が困難な学生に対する支援として、授業料減免を継続する。また、優秀な学部新入生の確保と学部在学生の学修意欲喚起を図るため、学部特待生制度の拡充を実施する。

イ 「秋田県立大学 10 周年記念奨学金を継続し、県内出身学生の修学を支援する。また、教育ローン利子補給金制度を継続し、学生又は学資負担者の学資金の借入れ返済に係る負担軽減を図る。

(2) キャリア教育・就職支援

① キャリア教育センターの設置

ア 地域・社会の未来を拓く人材の育成に資するため、インターンシップや、就業力ワークショップ、企業見学バスツアーなど、社会や企業を意識させる取組を、企業と連携して実施する。

イ 教育改革・支援センター、学生支援センター及び教職員との緊密な連携体制を構築し、各種事業を活用しながら学生の支援を強化する。

ウ 自己分析の方法やコミュニケーション能力などを身に付けさせるキャリア開発講座や教養科目「現代の働く環境」のほか、「フレッシュャーズ・セミナー」の新設等必要なキャリア教育関連科目を検討し、整備する。

エ 新入生を対象にキャリアポートフォリオを導入・実施し、それを活用しながら学生が自己の能力を的確に把握してキャリア形成と進路決定に至るよう支援する。

② 就職支援の強化

ア 秋田キャンパスのキャリアカウンセラーを週 1 日、大潟キャンパス就職情報室に配置し、実態の把握に努め、常勤のキャリアカウンセラーの配置に向けて検討する。

イ 県内外の企業と本学の学生が直接接点できる企業面談会を引き続き実施する。学生 PR と求人情報（特に、求める人材に関する情報）の収集のため、学生が就職を希望する業界を把握しながら企業訪問し、引き続き就職先の開拓に努める。

ウ 県内企業等への就職を希望する学生に配慮したキャリアガイダンスを行うとともに、県内企業等に機会のあるごとに求人早期化や求人情報の提供を依頼し、企業面談会を引き続き実施する。また、企業訪問等において、本学が輩出する人材についての情報発信を引き続き積極的に行う。学生に対しては、希望に配慮した就職支援を行う。

エ 企業の協力を得ながら、5 日～3 週間程度のインターンシップを引き続き実施する。また、公務員志望の学生に対し、公務員ガイダンスや筆記試験対策講座を実施する。

オ 就職先未決定の卒業生に対し、一定期間個別に就職活動を支援する。また、卒業後3年以内に離職した卒業生からの就職相談に応じ、就職情報の提供などの支援を行う。

☆ 数値目標

・進路決定率〔(就職先内定者数+大学院等進学者数) / 卒業生数〕：
100%

II 研究に関する目標を達成するための措置

1 先端的・独創的研究や特色ある研究の推進

- ① 本学が目指す研究の方向を「人類の持続的発展に資する科学・技術」と定め、本学の研究活動の基本戦略等を検討する。また、関連する研究テーマや研究内容をまとめ全学的な視野で「光る」研究を発掘し育成する。ホームページ掲載などにより、本学の研究のアクティビティをアピールする。
- ② 異なる分野・キャンパス間の連携を推進するため、相互の交流が加速するような研究成果発表会を開催する。
- ③ 産業界や地域社会のニーズにマッチした研究テーマや国際的に通用する研究領域を絞り込み、研究成果をあげる上で最も有効な体制を検討するとともに、産学官連携の研究プロジェクトの検討・企画を行う。
- ④ 学内オープンラボスペースの確保や、プロジェクト的な研究を進める研究者グループが活用しやすい体制を検討し、研究の推進を図る。

2 研究費の確保と研究体制の整備

- ① 学長プロジェクト及び産学連携事業等の学内研究費について、研究実績などを評価・反映する仕組みを検討する。また、特色ある研究の推進のためのプロジェクト実施に対応できる弾力的機動的な予算編成を実施し、財源を集中的に投入するとともに、学長が定める重点分野の研究を支援する。
- ② 各種研究助成金や競争的研究資金の獲得強化のため、より効果的な申請書の作成のための応募・申請方法に関する研修や講習会を開催し、採択数の増加を図る。
- ③ 若手研究者に対する研究費を確保し、研究活動を奨励・支援する。
- ④ 特任助教や競争的研究資金による研究員等の採用に努め、研究推進体制を整備する。また、学生や研究員等を研究プロジェクトに参加させ、実践的教育研究の推進に結び付ける。

Ⅲ 地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 県内産業の競争力強化に向けた支援

(1) 産業振興への寄与

① 産学官連携コーディネート機能の強化

各種団体等が開催する研修会等へ積極的に参加し、情報入手に努めるとともに、職員のスキルアップをはかる。また、秋田産学官ネットワークを基盤として、研究シーズを周知し、企業等のニーズを把握する。

② 客員産学コーディネーターの協力等により、県内企業との交流を促進し、新技術の開発や課題解決を目的とした受託研究、共同研究、技術相談などを推進する。

また、自治体等連携協定締結先との具体的連携協力項目について再検討し、「客員産学コーディネーター制度」の拡充についても検討する。

③ 「秋田県立大学・秋田県農林水産関係公設試験場・秋田県総合食品研究センター連携研究推進フォーラム」や「あきた産学官連携フォーラム」など、県内の高等教育機関及び公設試験研究機関との研究成果発表会や共同研究等の連携事業を推進する。

★ 数値目標

- ・ 受託研究及び共同研究受け入れ件数：年間100件以上

(2) 知的財産の創造と活用

① 工業所有権情報・研修館等の外部機関による研修会や学内外の知財セミナーなどを通じて、知的財産の創造意欲の啓発や知的人材の育成を図る。

② 知的財産ポリシーに基づき、年々増加する本学の知的財産の保護・管理の充実に努め、実施許諾や譲渡による技術移転を推進する。更に、知財活用の推進強化のため、引き続き知財部門の体制について検討する。

★ 数値目標

- ・ 技術移転件数：年間2件以上

(3) 木材高度加工研究所

① 県、地元自治体、秋田県木材加工推進機構（以下「機構」という。）及び木材産業連合会が主催する本県木材産業界を対象とした研修会等に積極的に講師を派遣して人材の育成を図る。また、機構や地元自治体との連絡調整会議を定期的開催して意見交換を行い、業界の競争力強化のための支援策等を検討する。技術相談や依頼試験については引き続き柔軟に対応する。

② 県、地元自治体等が設置する各種委員会において専門的立場から参加及び助言

を行うほか、公開講座の開催や施設見学によって地域の活性化への協力や還元を行う。また、高大連携による高校生インターンシップの受入れを実施する。

(4) バイオテクノロジーセンター

- ① 次世代シーケンサーの導入等により一層高度なバイオテクノロジー技術を学内外に波及させる。研究や講義のサポート、研修の実施、教員の外部資金応募への協力などを通じて、本学のバイオテクノロジー研究及び教育の高度化と研究活動の活性化を促進する。
- ② 県、自治体、企業及び大学等研究機関からの受託解析や技術相談・研究相談に応じるとともに、新たな解析業務等を設け、本県におけるバイオテクノロジー研究の拠点として、新技術の開発、共同研究の発掘に努める。
- ③ 優秀な教員や学生の獲得、分析需要の拡大のため、バイオテクノロジーセンターの体制整備を更に進め、積極的に広報活動を行う。また、小・中・高校生の施設見学や中・高等学校教員のリカレント教育の実施に協力する。

2 地域支援

(1) 自治体、企業等との連携推進

- ① 連携協定を締結した自治体の政策課題への協力や企業等からの依頼による技術指導や研修等を通じて、本県の地域振興・地域活性化に向けた諸活動を積極的に支援する。
- ② 技術相談や情報提供などに柔軟に対応するため、学外開放の研究スペースの設置や需要等について検討する。

(2) 学校教育への支援

- ① 高大連携事業に積極的に取り組み、高等学校の理科探究活動などを通じた本学と高等学校との連携により、高校生への指導に加え、高等学校教員との交流を深める。
- ② 小・中学校における理科教育事業や教員の指導力向上のための研修会等に講師を派遣する。

(3) 生涯学習への支援

- ① 公開講座について、連携協定を締結している市町村で開催するとともに、より地域に密着したテーマを提供する。また、著名な講師を招いての公開講演会やシンポジウム等を開催する。
- ② 図書館、講堂、屋外運動施設などの利用手続を簡略化するなどの改善を行い、学生教育に支障がない限り広く県民に開放する。

IV 交流・連携に関する目標を達成するための措置

1 国際交流の推進

(1) 研究者の交流と共同研究の推進

- ① 海外大学との大学間協定及び部局間協定に基づき、学術交流や共同研究を推進する。また、国際交流推進体制の強化のため、担当教員及び交流専門員の配置により国際交流室機能を強化する。
- ② 国際シンポジウム、ワークショップ等の開催を企画・検討し、本学の研究成果を積極的に世界に発信することに繋げていく。

(2) 国際感覚を備えた人材の育成

- ① 学生の目線を海外に向けさせ、異文化に触れる機会として、国際交流担当教員や国際交流専門員と連携し、短期留学を実施する。また、渡航中も安心して教育研究活動に臨めるよう、危機管理の体制や方法を検討する。
- ② 外国語（英語）による学位取得コースの設定について検討を行う。また、国際理解の促進のため留学生との相互交流を行う。

2 他大学等との交流・連携の推進

- ① 大学コンソーシアムあきたが主催する連携公開講座や高大連携・単位互換授業、学際研究プロジェクト等の共同事業を積極的に実施する。
- ② 秋田大学、国際教養大学との連携協定に基づく3大学連携事業を継続する。また、県内高等教育機関との合同事業や地域課題に関する共同研究などに取り組む。
- ③ 連携協定を締結する大学等との共同事業実施に向けた検討を行い、教育研究活動や地域貢献の推進に結び付ける。

V 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 運営体制の強化

- ① トップダウンとボトムアップをバランスよく組み合わせることにより、意思決定プロセスの透明性と適正を確保する。そのため、部局長会議やキャンパス懇談会などを活用して、学内コンセンサスの形成と意思疎通に努める。また、経営協議会及び教育研究協議会は、毎回協議テーマを定めるなど、審議の充実を図る。
- ② 役員会の審議は、情報の共有化や業務本部間の調整が必要な重要事項に絞る。事務局組織は、各キャンパスを通じて業務本部のミッションが迅速に達成されるよう、業務内容の多様化に対応した適切な編成を検討する。

(2) 運営の高度化

- ① 大学の理念や設置目的の実現に向けて、中・長期的な管理運営方針（経営方針）を策定し、学内外に周知する。
- ② 中期計画期間のアクションプランを計画的に実施するため、工程表に基づいた進捗状況を定期的に把握し、全学的な共通課題として取り組む。
- ③ 中期計画の進捗状況や第三者評価等の結果を勘案した予算編成や組織改革等を行い、学内資源の効果的な投入を図る。
- ④ 会計監査を重点に内部監査を実施する。23年度に作成した不正行為防止計画に基づき、その実施状況と研究費の執行状況を点検・評価する。また、法令・モラルの遵守のみならず、「職員倫理規程」や「研究倫理規範」などの行動規範についても周知徹底する。

(3) 人事制度の適正な運用による組織の活性化

- ① 23年度からそれまでの教員評価制度を見直しており、25年度は新制度で初めての評価（中間評価）を行うことから、記載された内容を詳細に検討して適切な評価を実施する。
- ② 24年度後半からサバティカル制度を導入しており、引き続き同制度の利用者の募集に努めるとともに、より利用しやすいよう制度の改善を検討する。
- ③ 事務職員の人材育成方針を作成し、職階や職種に応じた体系的な研修を実施する。また、連携する他大学との合同研修を実施するとともに、職員の自己啓発を奨励する。
- ④ 女性教員の比率を高めるため、教員の募集に際して女性教員に対するポジティブ・アナウンスを強化する。

2 財務内容の改善

(1) 自己財源の確保

- ① 競争的研究資金の採択数の増加や共同研究の促進、奨学寄附金の確保などにより、前年度実績を上回る外部資金の獲得に努める。
- ② 特許・シーズ集の発行や関係機関と連携した知的財産の適正な管理と積極的な公表により、企業への技術移転を進め、特許実施許諾料収入などの確保に努める。

(2) 経費の節減

- ① 経営状況を分析し、中・長期的な収支見通しを明らかにした財政計画と予算編成・予算執行方針を策定する。
- ② 業務別コストと業績との分析を行い、合理化・効率化のための経費節減計画を作成する。人件費抑制策について検討する。

3 自己点検・評価等の実施及び教育情報等の公表

(1) 自己点検・評価及び自己改革の実施

- ① 加盟する認証評価機関の評価基準と評価項目に沿って自己点検・評価を実施する。併せて、中期計画の目標達成状況を自己評価する。
- ② 自己点検・評価の結果を踏まえ、問題点の解決を図る。
- ③ ピア・レビューの実実施計画を学部ごとに定め、積極的に外部評価制度を導入し、正当な評価の公表に努める。

(2) 教育情報等の公表

- ① ホームページ及び出版物等の内容充実を図り、大学の活動や研究成果、研究情報等を積極的に公表する。また、SNSといったツールを活用し、広く大学の情報を発信する。また、ウェブジャーナルを発刊し、地域貢献活動等の成果を公表する。
- ② 新聞等マスメディアへの情報提供や、他大学との連携事業及び各種フォーラム・イベントの活用により、学外への情報発信を積極的に行う。

4 その他業務運営に関する重要事項

(1) 安全管理体制の強化

- ① 安全衛生マニュアルに基づき、安全衛生委員会が中心となり各キャンパス内の安全管理や防災体制の強化を図る。また、安全衛生、安全管理、防犯に関する各種講習会や防災訓練を実施する。
- ② 法令や各種ガイドラインを遵守し、施設や設備機器の保守管理と安全点検を適切に実施する。ITシステムについて、総合的管理体制を構築し、情報セキュリティポリシーで掲げる安全対策を実施する。

(2) 教育研究環境の整備

- ① 施設や設備機器の整備・更新計画を適宜見直し、県と協議しながら教育研究環境の整備を推進する。また、研究プロジェクトの進捗状況や研究機器の利用実績等に基づく整備を進める。
- ② 良好なキャンパス・アメニティを形成するため、教職員及び学生との定期的な意見交換を行う。
- ③ 地域社会の環境保全や省エネルギーに配慮するとともに、環境に関わる教育研究活動の基本理念となる秋田県立大学環境方針の策定を検討する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

本計画においては、次の学生収容定員により、予算等を算定した。

- ① 学士課程 1,560名
- ② 博士前期課程 156名
- ③ 博士後期課程 39名

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,818
施設整備費等補助金	0
諸補助金	30
自己収入	1,353
授業料等収入	1,148
その他収入	205
受託研究等収入	211
寄附金収入	24
目的積立金取崩	0
計	5,436
支出	
業務費	2,011
教育研究経費	1,557
一般管理費	454
施設整備費	0
受託研究等経費	211
寄附金事業費	24
人件費	3,190
計	5,436

【人件費の見積り】

期間中総額 3,190百万円を支出する。

なお、人件費は、役員報酬並びに教職員年俸、法定福利費及び退職手当に係るものである。

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	6, 1 9 4
經常費用	6, 1 9 4
業務費	4, 7 7 1
教育研究経費	1, 3 7 0
受託研究等経費	2 1 1
人件費	3, 1 9 0
一般管理費	4 2 4
その他費用	1
減価償却費	9 9 8
臨時損失	0
収益の部	6, 1 9 4
經常収益	6, 1 9 4
運営費交付金収益	3, 8 1 8
授業料等収益	9 0 8
受託研究等収益	2 1 1
寄附金収益	2 4
補助金等収益	3 0
その他収益	2 0 5
資産見返負債戻入	9 9 8
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5, 4 3 6
業務活動による支出	5, 1 7 6
投資活動による支出	2 4 0
財務活動による支出	2 0
次年度への繰越金	0
資金収入	5, 4 3 6
業務活動による収入	5, 4 3 4
運営費交付金による収入	3, 8 1 8
授業料等による収入	1, 1 4 8
受託研究等による収入	2 1 1
寄附金による収入	2 4
補助金等による収入	3 0
その他の収入	2 0 3
投資活動による収入	2
施設費による収入	0
その他の収入	2
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	0

Ⅶ 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入れ遅延等に対応するため、短期借入金の限度額を4億5千万円とする。

Ⅷ 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

剰余金は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費に充てる。

X 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期目標・中期計画を達成するために必要となる施設・設備の整備や老朽度合を勘案した施設・設備の改修を行う。

2 人事に関する計画

(1) 人員計画の方針

カリキュラム改革や教育方法の改善、研究分野の重点化・プロジェクトの推進、業務量の増減などに対応した柔軟な教職員配置を行う一方、人件費の抑制に努める。

(2) 人材確保の方針

教職員の人材は、公募を原則として広く国内外に求める。優秀な教職員を確保し教育研究活動を活性化するため、任期制を継続する。併せて評価結果を適正に反映した年俸制を継続し、教職員の職務遂行能力やモチベーションの一層の向上に努める。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

積立金は、使途計画を策定し、教育研究の推進及び学生生活の充実を図るための施設、設備、備品等の整備に関する経費に充てる。